

# 行政減量・効率化有識者会議における 独立行政法人に関する各省ヒアリング 説明資料

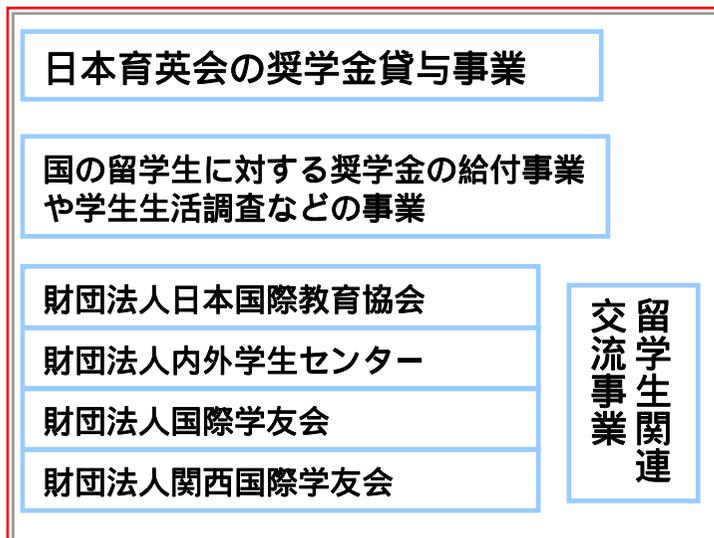
(独立行政法人 日本学生支援機構)

平成18年5月9日

文部科学省高等教育局

# 設立経緯、目的及び業務の概要

## 設立の経緯



## 目的

- ・教育の機会均等に寄与するために学資の貸与  
その他学生等の修学の援助
- ・大学等が学生等に対して行う修学、進路選択  
その他の事項に関する相談及び指導について  
支援
- ・留学生交流の推進を図るための事業を通じ

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること。

(独立行政法人日本学生支援機構法第3条)

## 業務の概要

・奨学金貸与事業  
経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与。また、学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実や申請手続の改善、奨学金に関する情報提供の充実、適切な回収。

・留学生支援事業  
留学生等に対する奨学金の給付・各種留学生交流プログラムの実施、日本留学試験等による入学手続きの改善、留学に関する情報の収集・提供等を推進、留学生の質の確保を図るため各種事業の充実。

・学生生活支援事業  
各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、学生生活支援に関する情報の提供。また、各種研修事業等を通して大学等の学生サービスの充実を支援。大学等のニーズをよりの確に把握して、各種事業の充実。

# 政策評価・独立行政法人評価委員会、参与会議等の指摘事項等への対応

## 政策評価・独立行政法人評価委員会、 参与会議等の指摘事項等

奨学金事業の規模の抑制、回収金額に応じて貸与規模が決まる仕組みの導入(参与会議)

奨学金貸与・回収業務の民間開放の推進(規制改革・民間開放推進会議、参与会議、政策評価・独立行政法人評価委員会)

奨学金債権の回収強化(参与会議)

国際交流館(留学生宿舎)の管理・運営の効率化、競争入札の推進(参与会議)

「留学生受入10万人計画」達成後の私費外国人留学生等学習奨励費の給付の見直し(参与会議)

学生生活支援関連情報の収集提供や各種研修等の学生支援業務の見直し(参与会議)

## 指摘事項等への対応

奨学金に対する学生のニーズ等を踏まえつつ、貸与基準を満たす希望者に対応できるよう奨学金を充実。

費用対効果等を検証しつつ、回収業務の電話督促業務など、効率的・効果的な業務の実施が見込まれるものについて外部委託を推進。

口座振替制度の加入促進、各学校に対する滞納防止の徹底、連帯保証人等に対する請求の早期化、法的措置の強化・拡大をはじめとする回収強化策を実施。

国際交流会館の管理運営の一層の効率化を図る観点から、施設の警備、清掃、寝具リース業務について競争入札による委託を推進。

留学生の質の確保という観点から引き続き学習奨励費を充実。また、受給者選定のための成績評価方法の見直しにより、より優秀な留学生に対して支給。

大学等における学生生活支援の充実を図るため、学生支援業務を実施。また、研修事業など大学等のニーズを踏まえて見直しを検討。

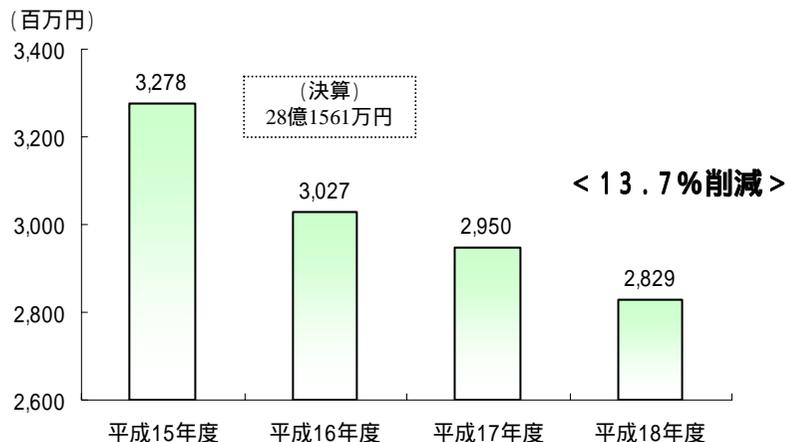


# 事務事業の効率化等の状況 (1) 一般管理費の削減

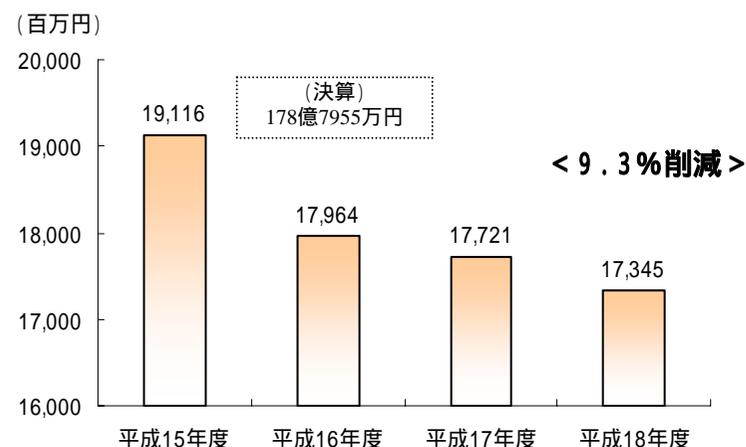
## 【一般管理費等の削減】

< 中期計画の目標 >  
平成15年度予算額を基準とし、平成20年度までに

一般管理費16%削減



その他事業費9%削減



## 【民間委託の推進】

定型的で大量な業務をはじめ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれるものについて業務委託している。

- ・申込用紙等の梱包・発送作業
- ・データ入力作業
- ・返還誓約書等の点検作業
- ・留学生宿舍の運営
- ・延滞者に対する訪問督促
- ・会議施設設備管理 等

## 【競争入札】

国の会計基準に倣って基準等を作成

- ・随意契約の基準: 予定契約が250万円未満の契約をする場合等
- ・公表状況: 随意契約の基準、入札公告は機構HPにて公表  
政府調達対象案件については全て官報と機構HPにて公表

(参考) 一般競争入札件数  
平成16年度 47件 平成17年度 82件(対前年度費74%増)

「業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進する」という中期計画に基づき、事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、民間に委ねられる業務については積極的に民間委託を図ることとし、業務内容を精査し、合理的かつ効果的なあり方を工夫・検討しながら計画的に実施する。

# 事務事業の効率化等の状況(2)回収の状況、リスク管理債権

## (1) 新規返還開始者に係る回収率

奨学金の継続的かつ安定的な回収を図るためには、奨学生の奨学金返還を当初に習慣付ける観点から、新規返還開始者にかかる回収率の向上が特に重要。このため、新規返還者向け回収策の強化に努めており、その結果、回収率は着実に向上している。

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成20年度 (目標)
新規返還開始者に係る回収率	91.6%	92.9%	92.7%	92.2%	93.4%	95.0%

## (参考) 各年度の総回収率

単年度(フロー)の回収状況全体としては、過去からの滞納額で償却できていないものが未回収に含まれていること等により、77.9%にとどまっている。(平成16年度)

(注) 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額(当該年度に新たに返還期日が到来した額と過年度の未回収額の合計)である。

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
要回収額に係る回収率	79.3%	79.1%	78.6%	78.5%	77.9%

## (2) リスク管理債権の返還を要する債権に占める割合

返済のリスクを考慮して適切に管理すべきリスク管理債権(返還期日を3ヶ月以上経過して延滞している債権)の返還を要する債権に占める割合は7.9%となっている。(平成16年度末)

(注1) 返還を要する債権額とは、総貸付金残高から在学期間中の奨学金貸与債権額を除いた債権の貸付元金残高である。

(注2) リスク管理債権は、割賦金の返済が滞った場合、債権全額を計上することになっている。

区 分	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成20年度末 (目標)
返還を要する債権額 (返還期日未到来分を含む)	14,085 億円	15,486 億円	17,340 億円	19,794 億円	22,568 億円	-
うちリスク管理債権額 (返還期日を3ヶ月以上経過して延滞している債権額)	1,097億円(7.8%)	1,165億円(7.5%)	1,363億円(7.9%)	1,564億円(7.9%)	1,787億円(7.9%)	無利子奨学金:8.5%以下 有利子奨学金:8.0%以下

## (参考) 平成16年度末におけるリスク管理債権の総貸付金残高に占める割合

総貸付金残高 (返還期日未到来分を含む)	37,997 億円
うちリスク管理債権額 (返還期日を3ヶ月以上経過して延滞している債権額)	1,787億円(4.7%)

日本学生支援機構においては、在学中の返還猶予、経済的理由による返還猶予等教育的に配慮した債権管理を行っており、民間銀行におけるリスク管理債権の概念と必ずしも一致しないため一概には比較できない。

# 事務事業の効率化等の状況(3)回収業務における外部委託の現状及びその成果(平成17年度)

現 状
<p>滞納の解消及び防止を目的に、平成13年度より外部委託による督促を実施。平成16年度からは、従来、返還者本人に対してのみであった電話督促を連帯保証人や保証人に対しても実施する等、対象を拡大して実施した。</p>

	口座振替方式の返還者に対する電話督促	請求書方式の返還者に対する電話督促	口座振替制度未加入者に対する電話督促
委託開始時期	平成13年度	平成14年度	平成14年度
対象者	滞納者のうち 口座振替不能者	滞納者のうち返済期日 までに入金がない者	新たに返還を開始する 者で口座振替制度に未 加入の者
該当件数	531,872人 (409,856人)	968,442人 (671,181人)	58,935人 (40,996人)
件数	531,872人 (409,856人)	379,452人 (247,499人)	58,935人 (40,996人)
委託業者	イー・シー・エス債権管理回収(株)	イー・シー・エス債権管理回収(株) ニッテレ債権回収(株)	ニッテレ債権回収(株)
実施経費	49,828千円 (44,598千円)	43,109千円 (26,741千円)	4,332千円 (2,682千円)

( )内は平成16年度の実績である。

<b>電話督促業務の外部委託による節約効果の試算(B - A)</b>	<b>60百万円</b>
電話督促業務を外部委託により行った場合の必要経費(A)	43百万円
日本学生支援機構常勤職員が行った場合の必要経費(B)	103百万円

委託業者が業務の実施に要した延べ人日をもとに、同様の業務を日本学生支援機構常勤職員が行ったと仮定した場合の経費を試算  
(平成17年9月末現在)

## 口座振替方式の返還者に対する電話督促

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度
電話督促	409,856	531,872
解決	399,487	520,495
解決率	97.5%	97.9%

## 請求書方式の返還者に対する電話督促

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度
電話督促	247,499	379,452
解決	57,308	68,203
解決率	23.2%	18.0%

## 口座振替制度未加入者に対する電話督促

<未加入者(新規返還開始者)に対する督促状況>

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度
電話督促	40,996	48,538
加入者数	26,653	32,494
加入割合	65.0%	66.9%

<新規返還開始者全体の加入状況>

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度
加入対象者	169,517	179,526
加入者数	160,197	171,261
加入割合	94.5%	95.4%

# 回収率の向上に向けた具体的な取組方策

## 口座振替制度への加入促進 (平成7年度~)

平成14年度から、外部委託による電話での加入督促を実施。

平成15年度 37,602件 → 平成16年度 40,996件 → 平成17年度 **58,935件**

(新規返還者加入率 平成15年度 91.9% → 平成16年度 94.5% → 平成17年度 95.4%)

## 各学校に対する滞納防止の徹底 (平成9年度~)

機構より各学校に滞納状況等を通知(平成17年度実績:3,610校)し、各学校の募集説明会や返還説明会で、返還指導を徹底するように依頼。

機構において学生向けの説明用ビデオを作成し、学校へ配布、返還説明会での上映を依頼、返還の重要性について周知を図った。

## 外部委託による業務効率化の推進 (平成13年度~)

滞納者に対して電話による返還の督促。

平成15年度 532,704件 → 平成16年度 921,853件 → 平成17年度 **1,199,074件**

## 法的手続きの強化 (平成13年度~)

1年以上の滞納者全員を対象として、法務処理を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じ法的措置を早期に実行する。

実施件数

平成15年度 333件 → 平成16年度 462件 → 平成17年度 **4,149件**

## 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化 (平成16年度~)

滞納2カ月以上の者に対する連帯保証人、保証人への電話等による請求。

平成15年度 滞納1年以上の者に請求 → 平成16年度 滞納3カ月以上の者に請求 → 平成17年度 滞納2カ月以上の者に請求

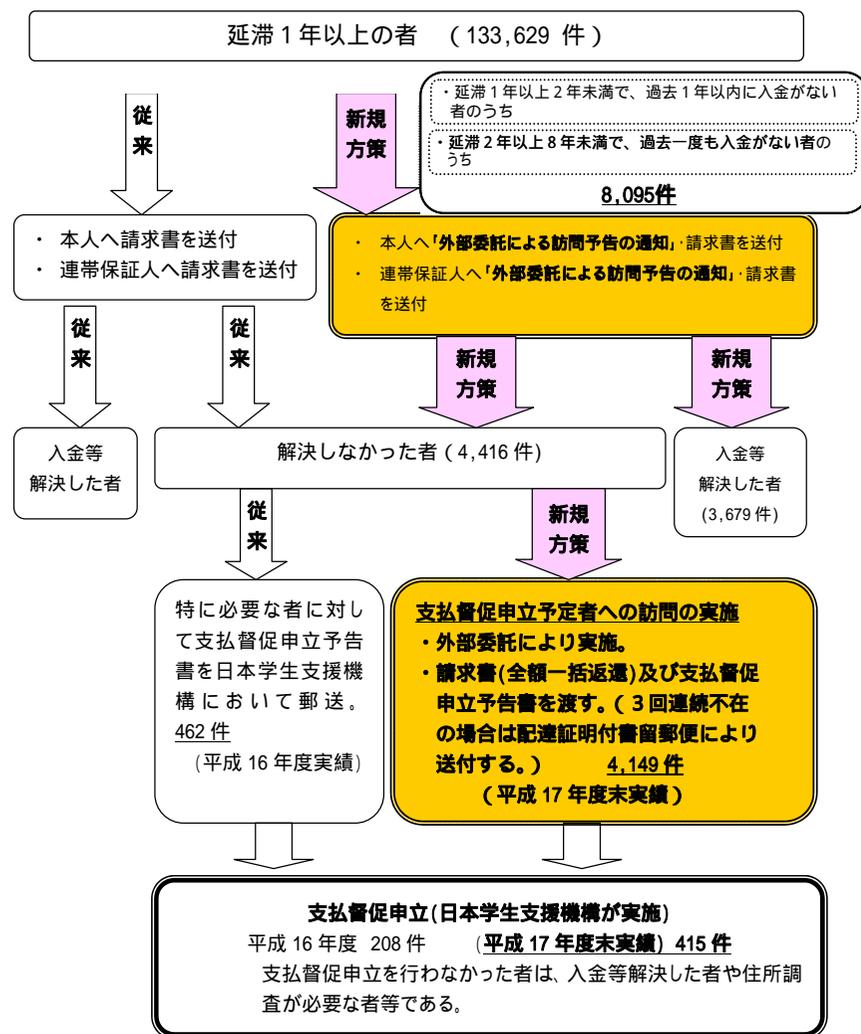
## 機関保証制度の導入 (平成16年度~)

従来の人的保証制度(連帯保証人と保証人を立てる)に加え、一定の保証料を支払うことにより連帯保証人・保証人の確保が難しい場合であっても自らの責任で奨学金の貸与が受けられる機関保証制度を導入。

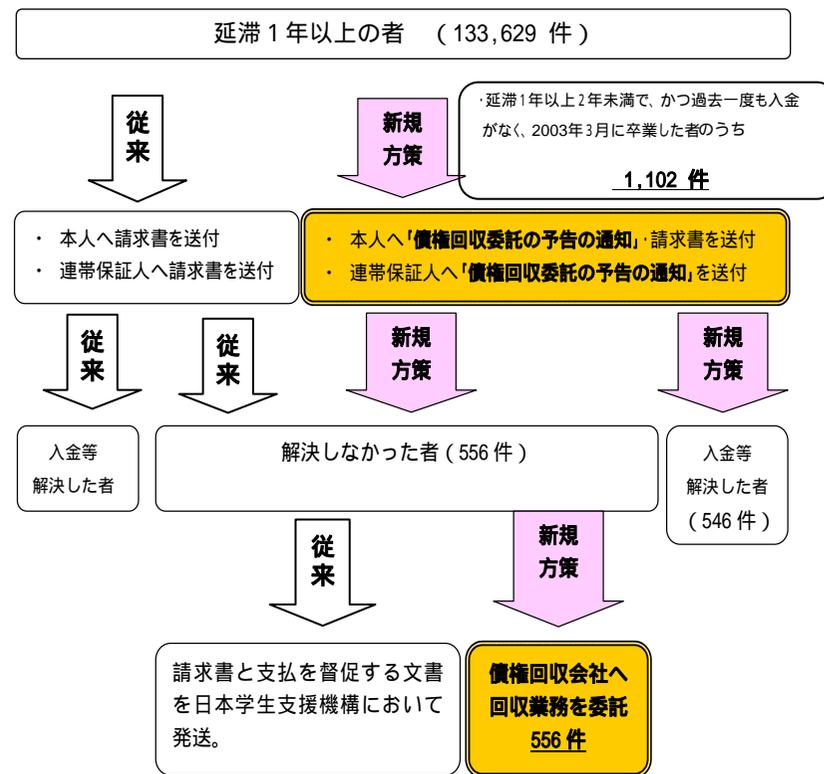
(加入率 平成16年度 9.1% → 平成17年度 17.3%)

# 平成17年度における外部委託の新規取組の状況について

## 法的措置の強化・拡大について



## 回収業務における外部委託の試験的導入



法的措置の強化・拡大  
回収業務における外部委託の試験的導入

いずれについても、回収効果等を検証しつつ、引き続き外部委託を推進。

# 奨学金事業の充実

我が国の将来を担う意欲溢れる学生が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金を希望する学生支援のため、奨学金の更なる充実を図る。

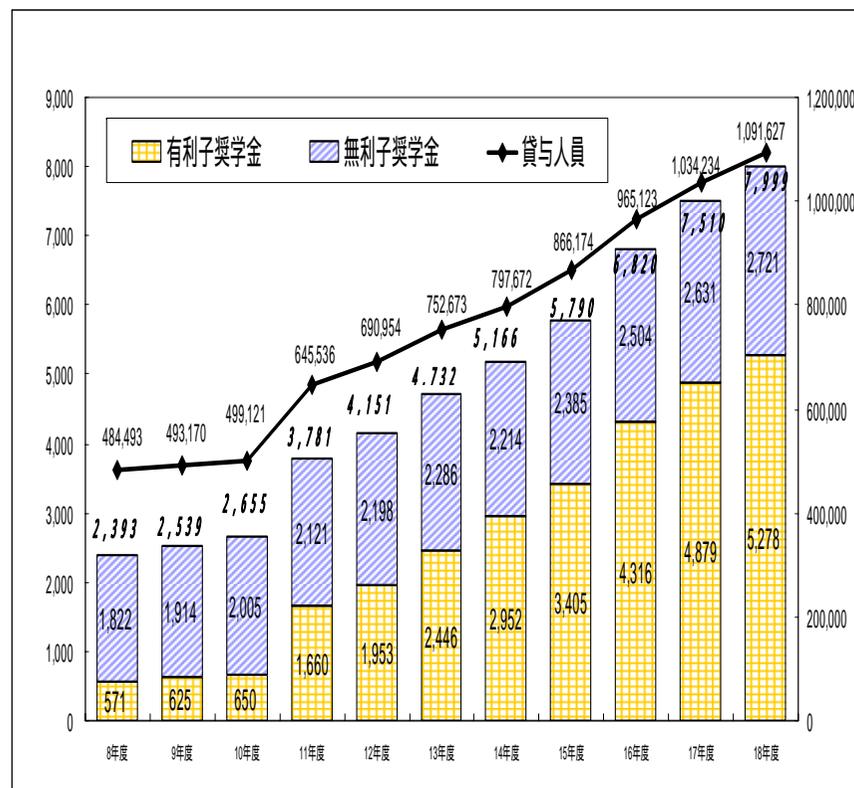
平成18年度予算 貸与人員：109.2万人(5.7万人増)  
事業費総額：7,999億円(489億円増)

区 分		無利子貸与事業	有利子貸与事業
貸与人員		46万人(0.9万人増)	63.1万人(4.8万人増)
事業費		2,721億円(90億円増)	5,278億円(399億円増)
うち政府貸付金・財政融資資金		(政府貸付金) 813億円(100億円減)	(財政融資資金(機関債1,170億円を含む)) 4,643億円(172億円増)
対象学種		大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 <small>高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管</small>	大学・短大、高専(4・5年生)、 大学院、専修学校専門課程
貸与月額		定 額 (私立大学自宅外通学の場合) 6.4万円(前年度同額)	学生が選択 (大学の場合)3、5、8、10万円
貸与基準	学力	高校成績が3.5以上 大学成績が学部内において 1/3以内	平均以上の成績の学生 特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 勉学意欲のある学生
	家計	997万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1,343万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法		卒業後20年以内	卒業後20年以内(元利均等返還)
返還利率		無利子	1.3%(上限3%)(在学中は無利子) (4月28日現在)

## 奨学金事業の推移

(単位:億円)

(単位:人)



無利子貸与事業には高等学校等奨学金事業交付金分(190億円(98億円増)、8.3万人相当)を含む。

# 奨学金に対する需要について

## 1. 奨学金事業の国の政策における位置付け

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (抄)  
(平成17年6月21日閣議決定)

高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人間や国公立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを更に推進するとともに、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

「少子化社会対策大綱」(抄)(平成17年6月4日閣議決定)

若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように、奨学金制度による支援を一層推進する。

## 2. 奨学金に対するニーズ(平成16年度における日本学生支援機構奨学金の採用状況(現状))

### 無利子奨学金

(単位:人)

基準適格申請者数	採用者数
121,956	100,601

### 有利子奨学金

(単位:人)

基準適格申請者数	採用者数
132,760	132,760

なお、大学に入学後の成績等の追跡調査を行わせ、その結果によっては貸与を停止するシステム(適格認定)のより適正な実施の為に、平成16年度貸与継続者のいる大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程全てを対象としてその実施状況の実態調査を行った。

### (参考) 学生生活調査からみた奨学金のニーズ(平成14年度)

- (1) 奨学金申請者のうち受給できなかった者の割合 : 3.2%
- (2) 申請者のうち受給できなかった者及び希望するが申請しなかった者の割合

# 奨学金事業を国として行なう必要性について

## ➤ 奨学金事業の公益性

奨学金事業は、教育の機会均等を実現し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要不可欠な教育施策であり、高い公益性がある。

日本国憲法第26条:「すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」

教育基本法第3条第2項:「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難者に対して、奨学の方法を講じなければならない」

## ➤ 金融リスク評価の困難性

✓ 民間金融機関等が行っている教育ローンが主に親への貸付であるのに対し、奨学金事業は教育の機会均等の確保の観点から修学に際して経済的に困難のある学生本人への貸付を行う制度である。

民間金融機関等においては回収が困難であると判断され、貸付を受けられない可能性がある者も貸付対象

✓ 回収期間が極めて長期(20年以内)にわたる上、無利子及び低利での貸与(有利子奨学金における返還利率の上限:年利3%)である。

✓ 学生本人が死亡等による返還免除、災害・失職等による返還猶予制度を設ける等の教育的な配慮を行っている。

金融リスクが学生の将来の経済、健康状態など個別の事情に大きく依存



◆ 奨学金事業は、教育の機会均等を達成するため、民間では代替できない、政府が責任をもって積極的かつ確実に取り組むべき重要な教育施策であり、公益性、公共性の見地から確実に実施する必要がある。

◆ 金融リスク評価の困難性の観点からも、同事業を安定的かつ効果的に実施するためには独立行政法人によって実施する必要がある。

# 奨学金事業を実施するための手法について

## 奨学金事業を貸与制で実施することについて

- ・ 日本学生支援機構の奨学金は、制度創設以来、返還を通じて学生の自立心や自己責任、さらには社会への還元の意識の涵養などの教育的効果も期待できること、返還金を再度原資として活用することにより、限られた財源の中で、希望する学生を幅広く対象とすることが可能となること、などの理由から貸与制で実施。
- ・ 近年は、高等教育の著しい拡大及び希望者の増加に対応しつつ、意欲と能力のある人材を幅広く育成する観点から、厳しい財政状況の下で、無利子奨学金のみならず、財政融資資金等を財源とする有利子奨学金の活用を図ってきたところである。

## 奨学金債権の証券化について

- ・ 返還期間が長期間、学生本人への貸付、所得の低い家計から貸与するため保証能力が低いなどの奨学金債権の特性から、将来のリスクを加味した証券利率を設定すると、政府の信用力を裏付けに国や独法が資金調達する場合よりも調達コストがかかることが予想される。  
学生に負担を求めないとすれば、利子補給に係る国費負担が増大するおそれ。
- ・ 証券化により奨学金債権が機構から分離され、回収に伴うリスクが投資家に転嫁されることになるが、教育施策としての観点からは、公的な責任において、将来の学生の奨学金に充てるために返還金を確保するという国の役割を果たせなくなるおそれがある

## 奨学金事業の信用補完業務への移行について

- ・ 制度の安定性・継続性を担保するため、民間金融機関に対して回収不能債権補填や調達利率と貸与利率の差額補助など手厚い信用補完を行う場合、現行よりかえって業務実施コストがかかる可能性がある一方、民間金融機関の債権回収のインセンティブを保つことが困難となる可能性がある。  
(参考) 米国では連邦政府が債務保証方式の教育ローンを実施していたが、政府の負担が増大したため、94年以降連邦政府の直接教育ローンを導入。

## 奨学金事業の業務のアンバンドル化(審査、資金供給、回収の各機能を一機関で実施することの必要性)

- ・ 奨学金事業全体として、国の重要な教育施策として公的な責任で行う必要があるため、貸与・回収業務を一体として公的な機関で実施することが適当。
- ・ また、学生に対する補導や返還免除、返還猶予制度など、貸与から返還に至るまで一貫した教育的配慮が必要。
- ・ 一部の機能を分割して他の機関で実施した場合、間接経費などを考慮するとかえって業務実施コストがかかる可能性。
- ・ ただし、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務については、費用対効果を踏まえた上で漸次外部委託を実施。

# 各種教育ローンとの比較

平成18年4月現在

実施機関	日本学生支援機構 (独立行政法人)		国民生活金融公庫 (特殊法人)	民間銀行
	無利子奨学金	有利子奨学金		
貸付対象者	学生等本人 学力基準: 高校成績3.5以上等 家計基準: 997万円以下	学生等本人 学力基準: 勉学意欲があること等 家計基準: 1,343万円以下	学生の保護者等  990万円以下	学生の保護者等 (年収や完済時の年齢 などの制限あり)
対象となる学校	大学、大学院、高等専門学校、 専修学校専門課程	大学、大学院、高等専門学校(4,5年)、 専修学校専門課程	大学、大学院、高等専門学校、 専修学校専門課程 等	大学、大学院、高等専門学校、 専修学校専門課程 等
貸付限度額	定 額 月額 4.5万円~6.4万円(大学の場合)	学生が選択 3,5,8,10万円から選択(大学の場合)	200万円以内 (1学生・生徒につき)	300~500万円 (年収による限度あり)
利 息 (年 利)	無 利 子	1.3%(上限3%、在学中は無利子)	2.1%	固定 3.5 ~ 7.1% 変動 3.925 ~ 5.275%
返 済 方 法	卒業後20年以内	卒業後20年以内 元利均等	10年以内 元利均等(在学中元金据置可)	5~14年以内 (在学中元金据置可)
保 証 方 法	連帯保証人1人及び保証人1人 又は (財)日本国際教育支援協会の保証		保証人1人以上 又は (財)教育資金助成保証基金の保証	民間の保証機関による保証 又は 不動産等による担保
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費総額: 7,999億円(平成18年度予算)</li> <li>・死亡・心身障害による返還免除や経済的理由等による返還猶予制度がある。</li> <li>・大学院奨学金については、特に優れた業績を挙げた者に対する返還免除制度がある。</li> </ul>		事業規模: 2,550億円 (平成17年度)	

# 留学生支援事業

奨学金の給付や補助金の交付については、国の留学生政策に基づき、受給対象となるかどうか、要件の適合性を審査・判断しなければならず、公平性が強く求められる。よって、公的機関である(独)日本学生支援機構が国と一体となって実施している。

また、優れた留学生を受入れるという国の政策目的達成のため、留学生宿舎を設置・運営し、低廉で良質な宿舎を確保し、安定的に提供するとともに、地域の交流拠点として様々な交流事業を実施している。

## ● 留学生のための奨学金と修学支援

- ・私費外国人留学生等学習奨励費の給付
- ・短期留学推進制度の実施[受入れ][派遣]
- ・医療費の補助
- ・国費外国人留学生への奨学金支給事務

## ● 宿舎の整備

- ・国際交流会館等の設置・運営
- ・留学生宿舎建設奨励事業の実施
- ・留学生指定宿舎の確保

## ● 留学生交流推進事業

- ・国際大学交流セミナーの実施
- ・留学生日本人学生合同セミナーの実施
- ・外国人留学生と日本人学生等との交流事業の実施
- ・留学生地域交流事業の実施

## ● 日本留学試験の実施

## ● 留学情報に関する情報の収集・提供

## ● 日本語予備教育

# 学生生活支援事業

学生生活支援事業については、国立大学の法人化や入学志願者の確保が厳しくなっていることから、学生サービス向上の観点から業務の重要性の認識が高まっている一方、各大学ごとの取り組み状況には差があり、学生生活支援のノウハウの蓄積も十分でない。このため、国の高等教育施策を踏まえながら、大学における学生生活に関する課題に適確に対応するための公的な支援が必要である。

また、大学等の独自の経営上のノウハウや、学生等の家計の状況などの個人情報を取り扱うことから、業務の遂行に当たっては、国、大学等の関係機関及び学生等の理解と協力が不可欠であり、公的機関である(独)日本学生支援機構が実施している。

## ● 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有効な取組事例等の情報を収集・分析するとともに、学生生活支援に関するデータベースの構築を行い、ホームページ等を通して、様々な学生生活支援に関する情報提供。

## ● 障害学生支援

各大学等の障害学生に対する支援に資するため、大学等における障害学生の受入状況や修学支援の現状などの情報提供を行なうとともに、日本学生支援機構が中心となって、大学や関係機関におけるネットワークの構築に向けた検討を実施。

## ● 各種研修事業

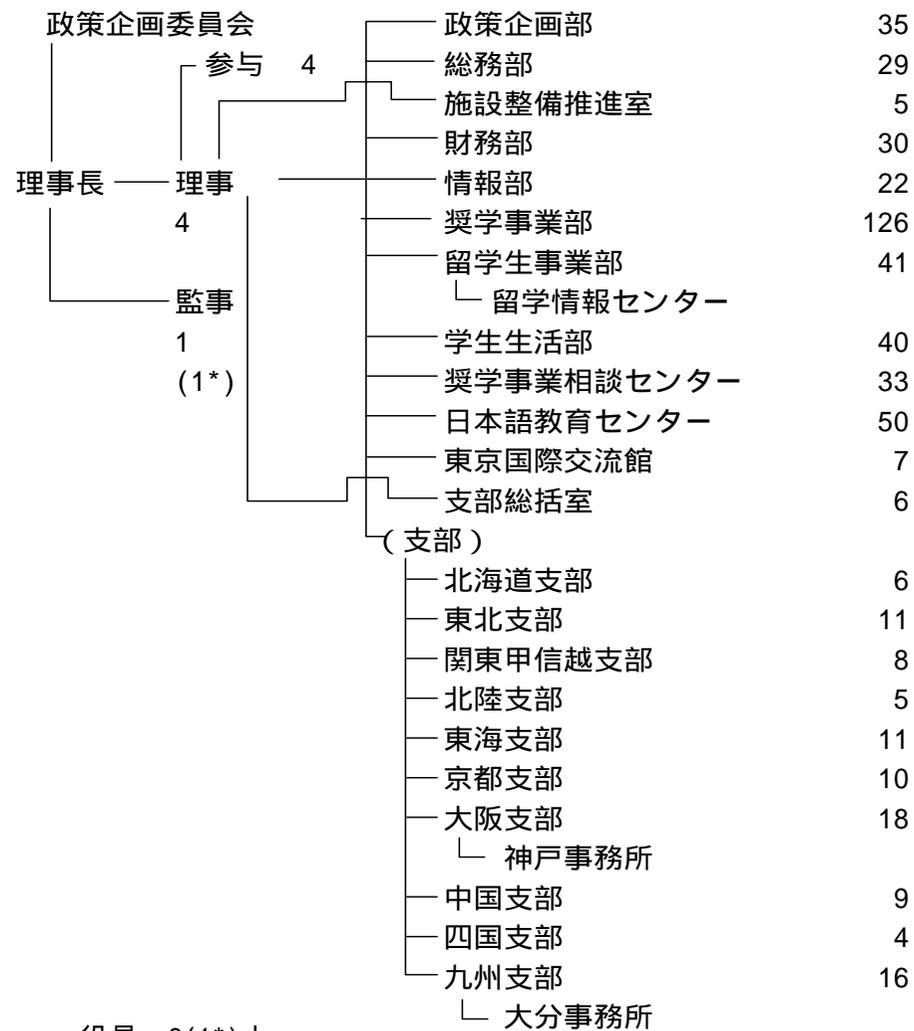
大学等の学生指導担当教職員のスキルアップと指導内容などを充実するために、体系的な研修プログラムを開発し、関係機関とも連携して研修会を実施。

- 学生指導関連研修等
- 就職指導関連研修
- 学生相談関連研修
- 留学生関連研修

## ● 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等新規学卒者の就職・採用活動の早期化の是正や、大学と企業の採用活動における円滑化を図るため、大学と企業の担当者を集め、申合せなどの内容説明や情報交換を実施。

# 組織図(平成18年度)



役員 6(1\*)人  
職員 526人

(\*は非常勤で外数)